

別表第5（第4条関係）

- 1 自動販売機は、衛生上支障のある場所に設けないこと。ただし、衛生上十分な対策が講じられている場合は、この限りでない。
- 2 自動販売機は、屋内に設置すること。ただし、乳類販売業にあつては、ひさし又は屋根を設ける等衛生上十分な対策が講じられている場合は、屋外に設置することができる。
- 3 自動販売機の床面は、不浸透性材料で造られ、かつ、清掃しやすい構造であること。
- 4 設置場所には、採光又は照明により十分な明るさが得られる設備を設けること。
- 5 飲食店営業、喫茶店営業及び冰雪製造業を行う場合には、飲用に適する水を供給できる設備、器具を洗浄する設備及び流水受槽式手洗い設備を設けること。ただし、他人の設備を使用できる場合は、この限りでない。
- 6 設置場所には、十分な容量の廃棄物容器を備えること。